

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 10 号

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例

いわて県民情報交流センター条例（平成 17 年岩手県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
別表第 2（第 8 条関係）							別表第 2（第 8 条関係）							
1 ホール							1 ホール							
区分	利用料金の上限額						区分	施設の利用料金の上限額						附属の設備 の利用料金 の上限額
	9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	17時 30分 から 21時 30分 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 21時 30分 まで	9時 から 21時 30分 まで		9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	17時 30分 から 21時 30分 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 21時 30分 まで	9時 から 21時 30分 まで	
[略]							[略]							1 附属の設 備の利用 料金 附属の設 備を使用 する場合 において は、1 式 1 回につき 16,500 円 の範囲内 で知事が 定める額
備考 [略]							備考 [略]							2 電気料 機械又は 器具を設 置して電 気を使用 する場合 において は、実費を 基準とし て知事が 定める額

2 ホール以外の施設

区分	利用料金の上限額					
	9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	17時 30分 から 21時 30分 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 21時 30分 まで	9時 から 21時 30分 まで
[略]						

備考 [略]

2 ホール以外の施設

区分	施設の利用料金の上限額						附属の設備 の利用料金 の上限額
	9時 から 12時 まで	13時 から 17時 まで	17時 30分 から 21時 30分 まで	9時 から 17時 まで	13時 から 21時 30分 まで	9時 から 21時 30分 まで	
[略]							<p>1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する場合には、1件又は1式1回につき5,900円の範囲内で知事が定める額</p> <p>2 電気料 機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額</p>

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。